

④ 売上割引、仕入れ割引の消費税の取扱い

Q : 売上割引や仕入れ割引は、利子に準ずる性格があるとして営業外損益に計上されますが、消費税の取扱いは、どのようになるのですか？

A : 利子のように非課税扱いにはならず、原則として、課税扱いになります。

【解説】

[売上割引]

消費税の取扱いでは、課税売上に対する返品、値引き、割戻しに係る消費税額は、課税標準額に対する消費税額から控除されることになっています。

そして、この場合の控除されるものには、返品、値引き、割戻しのほか、売上割引や販売奨励金なども含まれることとなっています。

このようなことから、売上割引については、原則として、その金額に4/105を乗じた金額を課税標準に対する消費税額から控除することになります。なお、非課税売上に対する売上割引については、税額控除をすることはできませんが、この場合には、課税売上高の計算において、非課税売上から控除して計算することになります。

[仕入れ割引]

課税仕入に対する返品、値引き、割戻しにかかる消費税額は、課税仕入等の税額から控除することとされており、仕入れ割引や販売奨励金収入もこの対象に含まれることとなっています。したがって、課税仕入にかかる仕入れ割引は、仕入れ税額控除から控除することになります。

